

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号	
大規模小売店舗の名称及び所在地	フレスポ高松 高松市東山崎町658番地1ほか	
変更した事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
	変更前	大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地5 株式会社マツモトキヨシ 千葉県松戸市新松戸東9番地1 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東4丁目39番8号 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 ITX株式会社 東京都港区東新橋1丁目6番1号
	変更後	大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南704番地5 株式会社マツモトキヨシ 千葉県松戸市新松戸東9番地1 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東4丁目39番8号 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 コムパス株式会社 岡山県岡山市南区富浜町1番16号 ITX株式会社 東京都港区東新橋1丁目6番1号
変更年月日	平成24年1月31日	
変更理由	小売業者及び小売業者の代表者が変更となったため	

2 届出年月日

平成24年1月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成24年2月1日（水曜日）から同年6月1日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年6月1日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ